

自動車NO_x・PM法総量削減計画の変更について

【議題1 会長・副会長の互選について】

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、「法」という。）に基づく基本方針（総量削減基本方針）における二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準の確保の目標年度を迎えたことから、中央環境審議会において審議が行われ、令和4年4月に答申がされました。

これを踏まえ、総量削減基本方針の変更が行われたため、県では埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（以下、「総量削減計画」という。）の変更を行います。

法第10条に、総量削減計画は、都道府県知事、都道府県公安委員会などを含む者で組織される協議会で審議することとされています。

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規定第四条に、会長・副会長は委員の互選によるものとされています。

以上から、事務局による会長・副会長案は以下のとおりです。

- ①会長は埼玉県知事 大野元裕とする。
- ②副会長は、対面での会議を行う場合に互選するものとする。

【議題2 総量削減計画の変更方針について】

総量削減基本方針の変更の概要は、総量の削減に関する目標年度を平成32年度から令和8年度に変更するというものです。

また、中央環境審議会の「今後の自動車排ガス総合対策の在り方について（答申）」において、「総量削減基本方針については、施策の追加・修正は必要なく、目標についても現状の目標を維持・継続することが適当である。」とされています。

以上から、事務局による県総量削減計画の変更方針案は次のとおりです。

- ①目標年度を令和8年度に変更する。
- ②目標年度における窒素酸化物及び粒子状物質の排出量は、変更しない。
- ③施策の追加は行わないが、内容等について時点更新を行う。

【議題3 計画（素案）の策定作業について】

前回（平成25年）の総量削減計画（素案）の策定作業は、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規定第9条に基づく幹事会を設置して行っています。

以上から、事務局による計画（素案）の策定作業案は次のとおりです。

- ・同協議会規定第9条に基づく幹事会を設置し、計画（素案）の策定を行う。